

クラウドフレア訴訟（東京地裁令和7年11月19日判決）の実務解説

はじめに

2025年11月19日、東京地方裁判所知財部は、米国クラウドフレア社（Cloudflare, Inc.）に対し、日本の出版大手4社（KADOKAWA、講談社、集英社、小学館）が提起した著作権侵害訴訟で総額約5億円の損害賠償支払いを命じました^①。本件は、アクセス遮断や削除要請を無視する海外CDNサービスに対する日本で初の本格的判決として注目されます。判決は**クラウドフレア社の行為が著作権侵害の「幫助」に当たると認定しつつ、同社が主張した「自動公衆送信の主体ではない」との抗弁や、新たな情報流通プラットフォーム対処法による責任制限、著作権法第47条の4のキャッシュ例外規定等について詳細な法的判断を示しました**。さらに、損害額の算定方法にも踏み込んでおり、**キャッシュヒット率や推定閲覧数、類推的使用料単価、重過失の有無**といった要素を検討しています。本稿では、これらポイントを実務の観点から解説し、今後のインターネットサービス運営や権利者対応に与える影響を批判的に考察します。

クラウドフレアは「自動公衆送信の主体」か？

本件最大の論点の一つは、クラウドフレアが著作権法上の「自動公衆送信の主体」に当たるか否かでした。出版4社は、クラウドフレアの日本国内サーバー（CDNサーバー）に海賊版コンテンツがキャッシュされ、そこから日本のユーザーに自動的に送信されていた事実を指摘しました^②。これは、一見するとクラウドフレア自身が海賊版の配信行為を実行しているように見えます。しかし、裁判所の判断はより精緻でした。

東京地裁は、過去の最高裁判例（平成23年1月18日第三小法廷判決）を引用し、**自動公衆送信の主体を判断する基準**を示しました^{③ ④}。その基準によれば、受信者の請求に応じ自動送信する装置については、**①装置に情報を入力する者が送信の主体と解され、また②装置内の記録媒体に情報を記録する者も送信の主体となり得るとされています**^③。この枠組みを本件に当てはめ、裁判所は以下のように結論付けました。

- ・**ホスト型配信（オリジンサーバからの直接送信）**：クラウドフレアを利用する前提で、海賊版サイト運営者（本件運営者）が自らコンテンツをオリジンサーバに記録し、クラウドフレアに必要な設定を行った結果、オリジンサーバからクラウドフレアのサーバへコンテンツが自動送信されている。したがって、クラウドフレアのサーバへのコンテンツ入力行為の主体はサイト運営者である^④。
- ・**キャッシュ型配信（クラウドフレアのキャッシュからユーザへ送信）**：クラウドフレアのサーバ内に記録されたキャッシュデータは、前記ホスト型配信によって運営者が入力させたコンテンツが自動的に保存されたものです。そのキャッシュ保存自体はクラウドフレアのシステムが自動で行うものですが、**記録媒体にキャッシュデータを記録させた行為の主体も、結局はその誘因を作ったサイト運営者と解すべきとされました**^④。

以上を踏まえ、裁判所は「**ホスト型配信およびキャッシュ型配信における自動公衆送信の主体はクラウドフレアではなくサイト運営者である**」と明確に判断しました^{⑤ ⑥}。たとえクラウドフレアのサーバが実際にユーザーへの送信機能を果たしていても、その送信可能な状態を作り出したのは運営者だからです。原告出版社側は「少なくとも侵害通知後はクラウドフレアが主体だ」と主張しましたが、裁判所は**通知の前後で主体性が変わるものではない**として退けています^⑥。

この結果、クラウドフレアに対する**著作権侵害の主位的請求（直接侵害としての損害賠償請求）は棄却**されました⁷。言い換えれば、**クラウドフレア自身は公衆送信権の直接侵害主体とは認められなかった**のです。ただしこれは、クラウドフレアに一切責任がないという意味ではありません。裁判所は、クラウドフレアが果たした役割を「中立な土管」ではなく**実質的に違法配信を支える技術的インフラ**と捉えつつも²、日本法上の主体論の枠組みに従って直接侵害の成立を否定しました。この限定的な判断は、インターネットインフラ提供者に過度な直接責任を負わせることを避けつつ、他方で**通知後の対応如何で法的責任が生じ得る**ことを示唆するものです。

「情報流通プラットフォーム対処法」による責任制限の検討

クラウドフレアは自らが直接の送信主体でない以上、**法的責任があるとしても間接侵害（幫助）による不作為責任**となります。そこで問題となったのが、2025年4月施行の新法である「**特定電気通信による情報の流通による権利侵害等への対処に関する法律**」（いわゆる**情報流通プラットフォーム対処法**）による**責任制限規定の適用**です。クラウドフレアのような通信役務提供者は、一定の要件を満たせば権利侵害について損害賠償責任が限定または免除される可能性があります。

本件判決は、まずクラウドフレアが「**特定電気通信役務提供者**」であり**他人の通信設備を用いて情報流通サービスを提供する「関係役務提供者**」に該当すると認定しました⁸。すなわち、クラウドフレアは自身のサーバ（通信設備）を用いてサイト運営者にサービスを提供していたため、情報流通プラットフォーム対処法3条1項柱書にいう「**関係役務提供者**」に当たるとされています⁸。

その上で裁判所は、同法3条1項各号の責任制限の**除外要件**（逆に言えば、責任を免れない要件）を検討しました。判決によれば、関係役務提供者であっても①**当該情報流通（本件では海賊版コンテンツの送信）の存在を知っており、かつ他人の権利が侵害されていることを知り得る相当の理由があり（第3条1項2号）、②送信防止措置を講ずることが技術的に可能である（柱書本文）**場合には、損害賠償責任は制限されないと解されるとしています⁹¹⁰。平たく言えば、「**知っていて防げるなら、責任逃れはできない**」ということです。

本件でこの要件充足は明白でした。出版4社は2020年頃から再三にわたり具体的な侵害URLを示してクラウドフレアに通知（削除・停止要請）を送り続けていました¹¹。さらに米国DMCA手続による情報開示命令も受領させています¹²。にもかかわらず、**クラウドフレアは通知後も1か月以上にわたりキャッシュ配信停止などの措置を怠り、サービス提供を漫然と継続**していた事実が認定されています¹³。このため裁判所は「クラウドフレアは権利侵害の発生を知らながら相当期間内に停止措置を取る義務を怠った」と厳しく指摘しました¹³。

また技術的可能性についても、クラウドフレアは当該サイト全体のサービス停止やキャッシュ削除が技術上困難ではないことが明らかです。仮に停止すれば当該サイト上の4000以上の全コンテンツが配信不能になりますが、それらはおそらく全て無許諾の海賊版であり¹⁴、むしろ**サービス停止が著しく不合理とはいえない**状況でした。

以上より、情報流通PF対処法の定める「**関係役務提供者の善管注意義務内での免責範囲**」を超えているとして、クラウドフレアには責任制限が及ばないとの判断が下されました。判決文も「①通知により侵害を知り得た上、②送信防止措置が技術的に可能であったので、クラウドフレアの幫助責任は制限されない」と明示しています⁹¹⁵。したがってクラウドフレアは、本件サイト運営者による著作権侵害について**民法719条2項に基づく損害賠償責任を負う**（幫助者として共同不法行為責任を負う）ことになりました¹⁶。言い換えれば、「**通知後も放置した**」通信インフラ提供者は、**安全策（セーフハーバー）の庇護外に置かれる**ということです。

この判断は**実務上極めて重要な意味**を持ちます。従来、プロバイダ責任制限法（現・情報流通PF対処法）の下では、通信の秘密や検閲禁止の原則もありインフラ事業者の対応は消極的でした。しかし本判決は、新法

の趣旨（適切な対応の促進と過度な削除の抑制¹⁷）を踏まえつつも、**通知を受けた後の不作為には明確に法的責任が生じることを示しました^{18 19}**。今後、クラウドサービス事業者はこの「通知後の迅速対応」が法的義務の最低ラインであると認識せざるを得ず、対応プロセスの厳格化や**本人確認（KYC）の強化**など、運用面での構造転換が求められるでしょう^{20 21}。

著作権法47条の4の適用－CDNキャッシュは「付随的利用」か？

クラウドフレア側は、自らが直接送信主体でないことやプラットフォーム免責を主張する傍ら、**著作権法第47条の4**によってそもそも違法性阻却されるとも抗弁しました^{22 23}。第47条の4は平成30年改正で導入された柔軟な権利制限規定で、デジタルネットワーク上の「**電子計算機における利用に付随する利用**」を一定の場合に許諾なく可能とする条文です²⁴。具体例としては、**ウェブページ表示のための一時キャッシュ**や、負荷分散のためのミラーリング、動画配信におけるフォーマット変換等が挙げられています²⁴。クラウドフレアはまさに「**通信効率化のためのキャッシュ**」であるから、この付随的利用に当たり著作権侵害にならないと主張したわけです^{22 25}。

この点について裁判所は、47条の4の趣旨を丁寧に分析しました。条文の目的は「著作物の主たる利用行為に付随する技術的利用には、著作権者に独立した対価回収の機会を与える必要がない」という点にあると解されます²⁶。例えば、ユーザーが閲覧するためにキャッシュを作成する行為自体には、それ単体で権利者に料金を支払わせるほどの意味はない、という考え方です。

判決はまず、クラウドフレアの**キャッシュ保存行為**それ自体は47条の4第1項2号の「記録」に該当し得るか検討しています²⁷。クラウドフレアは「他人の自動公衆送信の用に供する自動公衆送信装置」を業として提供する者であり、実際にオリジンサーバとユーザー間の通信をリバースプロキシで中継している点から、**クラウドフレアサーバへのコンテンツ記録（キャッシュ）は送信効率化のための記録行為に該当すると認めました²⁸**。そして本件キャッシュ記録については、クラウドフレア自身は記録の「主体」ではない（前述の主体論で運営者が主体とされた）ものの、その主体が誰であれ「この種のキャッシュ行為に独立の対価は不要」という点は変わらないとも述べています²⁵。つまり、**クラウドフレアサーバへのキャッシュ保存自体は権利制限の趣旨に合致し、許容される**との判断です。

しかし次に問題となるのが、**キャッシュされたデータをユーザーに送信する行為**です。ここに裁判所は重要な区別を設けました。クラウドフレアのキャッシュからユーザーへの送信（キャッシュ型配信）は、「記録に際して」自動的に行われるものではありません。記録（キャッシュ保存）が行われた後、次回以降のユーザーアクセス時に行われるものです²⁹。そして実質的に見ると、**キャッシュ保存はあくまで閲覧という主目的に付随する技術的行為であり権利者に追加の対価を要しないのに対し、キャッシュからの送信はユーザーによる著作物閲覧の機会を大幅に増加させる行為であって、独立した著作物利用行為そのものだ**と指摘しました³⁰。

裁判所は明快に「**クラウドフレアのキャッシュデータ送信について、著作権者に対価回収機会を与える必要がないとはいえない**」と述べています^{31 30}。この論理は、キャッシュ経由の高速配信によって本来閲覧し得なかった多くのユーザーが無料で漫画を読めてしまう以上、それは単なる技術的補助を超え、**著作物の利用市場に衝突する行為**だという評価です³²。したがって、**クラウドフレアによるキャッシュ経由の自動公衆送信は47条の4第1項柱書ただし書き※の「著作権者の利益を不当に害しない範囲」を逸脱し、付随的利用の範囲には入らないと結論付けられました³³**。クラウドフレア側の「キャッシュ送信も権利制限対象だ」との主張は、上述の理由で明確に退けられています³³。

※著作権法47条の4第1項ただし書きは、権利制限の適用条件として「著作権者の利益を不当に害しないこと」等を定めています³⁴。

この解釈論は**実務上も学理上も大きな意義**があります。判決は、CDNキャッシュという高度な技術サービスにも国内法の権利制限規定を丁寧に適用し、その限界を示しました。つまり「**キャッシュ自体は許されて**

も、それを使った大量配信は許されない」という線引きです。これは、検索エンジンのキャッシュや他のプロキシサービスにも影響し得る解釈ですが、本件ではクラウドフレアの対応不備（通知無視）という悪質性があったため、裁判所も権利者側に大きく傾いた判断を示したものとと言えます。もっとも、**迅速なキャッシュもとの削除対応さえ行っていればこの規定に救われた可能性もあり**、CDN事業者にとっては**リスク回避には通知後の即応が不可欠**であることを裏付ける結果となりました。

損害額の算定枠組みと今後の活用可能性

本件判決がもう一つ注目されるのは、**損害額算定の具体的手法**です。4社は象徴的な各1作品に絞って提訴しましたが、それでも裁判所が認定した被害額は**4作品合計で約36億円**にも上りました³⁵。もっとも原告らは戦略的にその一部（約5億円）のみを請求したため、判決主文の賠償命令額は約5億円となっています³⁵。

①。裁判所が認定した36億円という数字は、裏を返せば**海賊版サイトの被害規模が極めて甚大**であることを物語っています³⁶³⁷。この算定にはどのような方法が用いられたのでしょうか。

判決および原告の主張によれば、概略以下のような算定枠組みが採られています³⁸³⁹。

- ①**全体アクセス数から推計閲覧話数を算出**：海賊版2サイトの日本国内からの月間アクセス数を、民間調査（SimilarWebを用いたABJの定期調査）により把握しました³⁸。例えば最盛期には月間合計3億超のアクセスがあったとされています⁴⁰。さらにサイトの平均滞在時間（約28分）等から、**1アクセスあたり漫画少なくとも7話分を閲覧している**と推定しました⁴¹。これは漫画単行本1冊（6～10話収録）を読むのに要する時間との比較から導いた数値です⁴¹。そして損害期間中（※サイト運営者特定や閉鎖までの一定期間、クラウドフレアへの通知後1ヶ月経過後から訴訟提起前まで）にサイト全体で閲覧された延べ総話数を、「総アクセス数 × 1アクセスあたり7話」で算出しました⁴¹。
- ②**代表4作品の閲覧割合**：サイト上で違法配信されていた全漫画作品約4000作品の中で、各原告が権利を持つ当該4作品が占める割合を算出しました⁴²。具体的には、サイト上の総掲載話数の中で各作品が占める割合などから推計したものと考えられます。その割合を上記①の総延べ閲覧話数に乘じ、**4作品それぞれの延べ閲覧話数**を導きました⁴²。なお被告は「同じユーザーが同じ話を繰り返し読む可能性」を考慮すべきと主張しましたが、裁判所（原告側主張）は「海賊版サイトの閲覧者が同じ話を何度も読み返すことはない」として斥けています⁴²。
- ③**仮定的な1話あたり使用料単価**：著作権法114条3項（ライセンス料相当額による損害額推定規定）に基づき、**正規に許諾していた場合に得られたであろう使用料相当額**を算定しました³⁹。ここで争点となったのが**料率の設定**です。原告出版社らは、自社直営の電子配信における販売価格相当額（あるいは少なくとも出版社取り分である約50～52.5%）を1話あたりの使用料単価とみなし、それを上述の延べ閲覧話数に乘じました⁴³。一方、被告は「第三者配信事業者への許諾料」を基準にすべきとし、市場相場では売上の約42～43%が権利者（著作権者+出版社）への使用料であるからそれを適用すべきだと反論しました⁴⁴。さらに被告は、その中から著作権者（作者）へ支払われる印税分（20～70%との主張）を控除すべきとも述べています⁴⁴。要は「出版社自身の取り分はせいぜい売上の一部だ」という理論です。また公式サイトで無料配信している話数部分は損害ゼロと見るべきとも主張しました⁴⁵。
- ④**損害額の算定と調整**：裁判所は詳細な計算式を示していませんが、プレスリリースによれば**判決で認定された損害額は4作品合計で約36億円**だったとされています³⁵。これは原告側算定のほぼ半額であり、**被告の主張する料率等を一定程度斟酌した可能性**があります。実際、原告側計算ではKADOKAWA作品2.4億、講談社9.3億、集英社47.9億、小学館12.6億と積み上がり³⁹、総額70億円超にもなっていました。この巨額をそのままは認めず**約半分程度に圧縮**した点で、裁判所が「**出版社取り分（50%程度）のみを逸失利益と見る**」考え方を採用した可能性が高いと考えられます（実際、36億円という数字は約72億円の50%に相当します）。または1アクセスあたりの閲覧話数をやや低めに見積もるなど、現実に応じた調整が行われたとも推測されます。

- ・⑤キャッシュヒット率・過失の影響: 特筆すべきは、クラウドフレア側の関与割合による減額が否定されたことです。被告は「キャッシュヒット率（CDNが実際に配信した割合）を考慮し、自分たちの寄与分だけ損害額を計算すべき」「仮に故意・重過失がないなら損害賠償額を減額すべき」と主張しました⁴⁶⁴⁷。しかし判決は、「ホスト型配信（オリジンサーバから直接配信）であってもクラウドフレアの不作为により不法行為は成立する以上、エンドユーザがアクセスした際のキャッシュヒット率を考慮する必要はない」と述べています⁴⁸。加えて、「仮にキャッシュ配信部分だけ見るとしてもキャッシュヒット率は99%以上であり、考慮の余地はない」とし、**過失の程度による減額の余地も否定**しました⁴⁹。クラウドフレアの寄与が限定的であるとの点も「それは運営者との求償関係で考慮されるべき事柄に過ぎない」と退けられています⁵⁰。要するに、**クラウドフレア側に有利な斟酌要素は損害額算定上ほとんど認められなかったこと**になります。

以上のような綿密な推計によって、本件では**極めて高額な損害賠償額**が算出・認定されました。今回原告が請求を一部にとどめたのは訴訟戦略上の判断ですが、それでも**約5億円の賠償命令**は前例のない厳しいものです¹。裏返せば、本来であれば36億円もの賠償を認めうる事案であったとも言え、**出版社側は「一罰百戒」として抑制的な額に抑えた**とも報じられています⁵¹。

今後の類似案件への示唆として、この算定手法は大いに参考になるでしょう。すなわち、アクセス解析データや閲覧時間等の客観資料を基に「**延べ閲覧数 × 1件あたりライセンス料**」で損害額を立証する枠組みです。証拠としては外部調査サービス（SimilarWeb等）のデータや、自社コンテンツの単価設定資料などが必要ですが、本件で裁判所がそれらを受け入れたことは、**デジタル海賊版被害の算定実務に道筋を示した**といえます。特に、クラウドフレアのような**中間業者に対してもこの方式で損害賠償を請求**できることが明らかになった意義は大きいでしょう。仮に今後、他のCDNやリバースプロキシ事業者、あるいはリーチサイト・広告代理店など「海賊版エコシステム」を支える関連事業者に対する訴訟が提起された場合でも、同様のロジックで損害積算がなされる可能性があります。

ただし一方で、このような巨額賠償が乱発されることへの懸念も指摘されます。インターネット上の表現やサービス提供者が萎縮してしまう「萎縮効果」を避けるため、判決も触れているように（情報流通PF対処法の趣旨として）**過度な削除要請やサービス停止は慎重に**というバランスも必要です¹⁷。もっとも本件はクラウドフレア側の対応が著しく不十分（通知を無視して長期間放置）だった点で特殊と言え、**適時適切な対応を取る事業者まで直ちに責任追及されるわけではない**ことも強調しておきます。

まとめと批判的考察

本件クラウドフレア判決は、**海賊版サイト対策の新たな一ページ**を刻む画期的な判断です。主要なポイントを整理すると以下のとおりです。

- ・**自動公衆送信主体論**: クラウドフレアは技術的には海賊版配信を実行していたものの、法理論上は送信主体と認められず、直接侵害責任は否定されました⁵⁶。もっとも、これは免罪符ではなく、**知りながら支援した場合には幫助責任を負う**前提となる判断です。
- ・**プラットフォーム事業者の責任と安全策**: 情報流通プラットフォーム対処法のもと、通知を受けて技術的に対応可能でありながら放置すれば、**セーフハーバーは適用されない**ことが明示されました⁹。クラウドフレアは本人確認なし・無料提供という形で「強度な匿名性」を許容し海賊版サイトの温床を作っていた点も責任加重要素とされています⁵²。これは、他のインフラ事業者に対しても**KYC手続やポリシー整備の必要性**を突きつけるものです⁵³。判決後、クラウドフレアは「中立的パススルーにすぎず本判決は問題のある先例だ」との声明を出し控訴の意向ですが⁵⁴、少なくとも一審では「**通知後の不作为**」という**明確な一線**が引かれた形です。
- ・**著作権法47条の4キャッシュ例外**: CDNのキャッシュ保存自体は想定された権利制限の範囲に入るものの、それをういた大規模配信は**権利者利益を不当に害する独立利用**として保護されることが確認さ

れました³⁰。この解釈は、検索エンジンのイメージキャッシュ等にも波及しかねない鋭い指摘ですが、**違法コンテンツの場合には適用余地が狭い**ことを示したものとイえます（実際47条の4は「侵害と判明した場合は速やかに提供を停止すること」を条件としています⁵⁵。クラウドフレアはそれを怠ったため例外適用を失ったとも位置付けられます）。

- **損害算定手法と抑止効果：** アクセス数等から推計した損害算定は、**被害の深刻さを可視化**するとともに、将来の抑止に資する強力な武器となりました³⁶⁵⁶。判決は「**モグラ叩きから兵糧攻めへ**」とでも言うべき発想の転換を促しています。つまり、匿名の海外運営者個人を追い続けるのではなく、**その配信能力と収益源を断つためインフラ提供者に法的責任を問う戦略**です⁵⁷。出版各社もコメントで「本判決はCDN事業者の責任を明確化し、適時適切な対応を促す強力な法的根拠になる」と評価しています⁵⁸。今後は権利者側の交渉力が増し、通知から一定期間内に対応しないプラットフォームは訴訟リスクを覚悟せねばならなくなるでしょう。

最後に批判的視点を加えるなら、**表現の自由やインターネットの健全性との調和**が課題として残ります。クラウドフレアのようなインフラに積極的な監視・削除義務を課せば、違法情報だけでなく合法コンテンツまで巻き添えとなるリスクや、新興サービスの参入萎縮といった副作用も考えられます²⁰⁵⁹。判決もその点に言及しつつ、あくまで「具体的な通知を受けた後」の対応を問題に限っています¹⁹。したがって現段階では、適法コンテンツ配信への影響は抑えられ、**悪質な海賊版助長行為のみが摘発対象となる**バランスが保たれていると評価できます。クラウドフレア事件は、高度に匿名化した海外サービスにも国内法を及ぼし得ることを示しましたが、今後控訴審や他事例でどこまでこの基準が維持・修正されるか注視が必要です⁵⁹⁶⁰。

いずれにせよ、本件判決は「**中立**」を盾にしてきた**インターネット基盤事業者に対する警鐘**であり、権利者側にとっては強力な武器となりました。一方で、サービス提供者にとっては**対応義務の再定義**とも言える転換点です¹⁹。適法・違法の線引きをどう図り迅速に対応するか、そしてユーザーのプライバシーや通信の秘密といかに調和させるか——法と技術の両面で、今後の実務運用において慎重な舵取りが求められるでしょう。

参考文献・出典（判決文【30】ほか）：本稿中で引用した資料の出典は以下のとおりです。

【3】KADOKAWAグループニュースリリース「米クラウドフレア社に対する勝訴（著作権侵害判決）のお知らせ」（2025年11月19日）⁶¹⁶²

【5】CIO.com 石井大智「クラウドフレアに5億円賠償命令——海賊版サイトを支える『CDN』の責任に司法が引いた新たな一線」（2025年11月20日）⁶³⁶⁴

【8】同上（CIO解説記事）判決解説部分¹³²¹

【17】毎日新聞（Yahoo!ニュース経由）「サービスで『著作権侵害が容易に』 クラウドフレアに地裁が賠償命令」（2025年11月19日）クラウドフレア声明部分⁵⁴

【28】はてなブックマーク経由 朝日新聞デジタル「クラウドフレアはなぜ敗訴したか 識者は評価『海賊版の抑止効果も』」（2025年11月19日）判決内容引用⁶⁵

【30】判決文（令和4年(ワ)第2388号 損害賠償等請求事件、東京地裁令和7年11月19日言渡）HTML書き起こし版⁴⁵⁸³⁰

【40】CIO解説記事 判決主文部分引用¹

【41】 KADOKAWAニュースリリース 判決内容詳細 35

以上のように、本件判決は海賊版対策の法的枠組みに一石を投じる重要判例であり、今後の高裁・最高裁での行方も含め、引き続き実務家の注視が必要です。

1 2 11 13 18 19 20 21 36 37 53 56 57 58 59 60 63 64 【解説】クラウドフレアに5億円賠償命令——海賊版サイトをマ

<https://www.cio.com/article/>

4093430/%E3%80%90%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E3%80%91%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%82%A6%E3%83%89%E3%83%95%E3%83%AC%E3%

3 4 5 6 7 8 9 10 14 15 16 17 22 23 25 26 27 28 29 30 32 33 34 38 39 40 41 42 43

44 45 46 47 48 49 50 Cloudflare東京地裁判決文2025年11月19日 | www.kosho.org

<https://www.kosho.org/blog/cdn/cloudflare-judgment2025/>

12 35 52 61 62 米クラウドフレア社に対する勝訴（著作権侵害判決）のお知らせ | ニュースリリース | KADOKAWAグループ ポータルサイト

https://group.kadokawa.co.jp/information/news_release/2025111901.html

24 55 著作権が制限されるのはどんな場合？ | 著作権って何？ | 著作権Q&A | 公益社団法人著作権情報センター CRIC

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>

31 51 65 [B! net] クラウドフレアはなぜ敗訴したか 識者は評価「海賊版の抑止効果も」：朝日新聞

<https://b.hatena.ne.jp/entry/s/www.asahi.com/articles/ASTCM33NXTCMPTIL00FM.html>

54 Cloudflare、約5億円の支払いを命じられた著作権侵害訴訟の判決を受け「CDNは中立的なサービス」と声明 - INTERNET Watch

<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/2064748.html>